

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

- 1 工事希望申込時に、東京港埠頭株式会社工事希望票(以下「希望票」という)の提出と併せて、監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するため、次の書類を提出してください。

なお、建設共同企業体案件については、第一順位構成員を含む構成員全員分が対象です。

 - (1) 監理技術者の場合
「監理技術者資格者証」及び**「監理技術者講習修了証」**の写し
※「監理技術者講習修了証」は、過去5年以内に修了したものに限ります。
 - (2) 主任技術者の場合
「雇用関係が確認できる書類」の写し
① 健康保険被保険者証 ② 住民税特別徴収税額通知書 等
- 2 次の事項について確認を行います。
 - (1) 当該工事案件の工事希望申込日において、監理技術者等の雇用の期間が3か月以上あること。
 - (2) 当該工事案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、当該工事案件の**開札日**において、監理技術者等が他の工事に従事していないこと。ただし、専任を必要とする主任技術者の兼務が認められた場合及び予め専任を要しない期日が明示されている場合を除く。
(営業所の専任技術者は、現場における専任の監理技術者等として配置できません。)
- 3 工事希望申込後に監理技術者等を変更する必要がある場合、速やかに変更後の内容を記載した希望票及び確認書類を提出してください。
- 4 落札予定者となった方には、積算内訳書の提出の際に、配置する監理技術者等の**最終確認**を行います。工事案件において、予定していた監理技術者等が2の要件を欠くこととなった場合は、このときに新たな監理技術者等を配置して、希望票及び確認書類を提出してください(後日の提出は認められません。)
- 5 4の時点で、契約担当者が監理技術者等の確認を行うことができなかった場合、その入札は無効となります。
- 6 建設共同企業体案件の場合は第一順位構成員を含む構成員全員分の確認をします。